

新宮町の漁業

2018年漁業センサス結果報告書（確定値）

～海面漁業調査における漁業経営体調査～

（平成30年11月1日現在）

【調査結果の概要】

1 漁業経営体数

平成30年11月1日現在における本町の海面漁業の漁業経営体数は36経営体で、前回（平成25年調査。以下同じ）に比べ9経営体数が減少しました。

2 漁業就業者数

漁業就業者数は52人で、前回に比べ17人（24.6%）減少しました。
年齢階層別にみると、65歳以上の割合が46.2%（前回49.3%）、70歳以上の割合が23.1%（前回36.2%）となっています。

3 漁船隻数

漁業経営体数が過去1年間に漁業生産に使用し、調査期日現在保有している漁船の総隻数は67隻で、前回に比べ9隻（11.8%）減少しました。

			平成20年	平成25年	平成30年	前回比(%)	福岡県 シェア(%)
①	漁業経営体数 (単位:経営体)	新宮町	69	45	36	△ 20.0	1.5%
		福岡県	3,173	2,734	2,386	△ 12.7	
		全国	115,196	94,507	79,067	△ 16.3	
②	漁業就業者数 (単位:人)	新宮町	88	69	52	△ 24.6	1.2%
		福岡県	6,174	5,140	4,376	△ 14.9	
		全国	221,908	180,985	151,701	△ 16.2	
③	漁船隻数 (単位:隻)	新宮町	102	76	67	△ 11.8	1.4%
		福岡県	5,780	5,345	4,625	△ 13.5	
		全国	185,465	152,998	132,201	△ 13.6	

【調査結果】

1 漁業経営体数の推移

本町の漁業経営体数は、36 経営体で前回に比べ 9 経営体（20.0%）が減少しました。

福岡県の漁業経営体数は、2,386 経営体で、前回に比べ 348 経営体（12.7%）の減少しました。

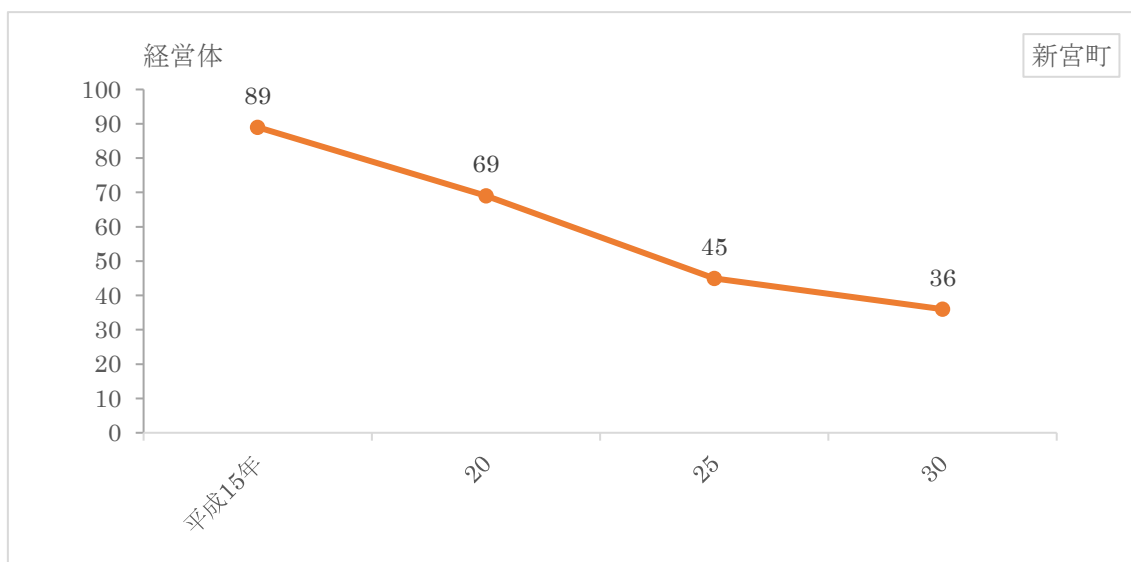
全国の漁業経営体数は、79,067 経営体で、前回に比べ 15,440 経営体（16.3%）減少しました。

【表 1 漁業経営体数の推移】

単位：経営体

区分	調査年	新宮町			福岡県		全国	
		経営体数	前回比(%)	福岡県シェア(%)	経営体数	前回比(%)	経営体数	前回比(%)
2003年	平成15年	89	-	2.5%	3,501	-	132,417	-
2008年	20	69	△ 22.5	2.2%	3,173	△ 9.4	115,196	△ 13.0
2013年	25	45	△ 34.8	1.6%	2,734	△ 13.8	94,507	△ 18.0
2018年	30	36	△ 20.0	1.5%	2,386	△ 12.7	79,067	△ 16.3

【図 1 漁業経営体数の推移】



※注：「漁業経営体」とは、調査期日前1年間（今回は平成29年11月1日から平成30年10月31日までの1年間）に、利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業【＝漁業】を行った世帯【＝個人経営体】または事業【＝団体経営体】をいう。

ただし、調査期日前1年間に漁業の海上作業を30日以上行わなかった世帯【＝個人経営体】を除いている。

2 経営組織別漁業経営体数

漁業経営体数を経営組織別にみると、個人経営体は35経営体（構成比100.0%）で、前回に比べ9経営体（20.5%）減少しました。

【表2 経営組織別漁業経営体数】

単位：経営体

区分	実数								
	総数	個人経営体	団体経営体					共同経営	その他
			計	会社	漁業共同組合	漁業生産組合	その他		
平成20年	69	67	2	1	-	-	1	-	
25	45	44	1	1	-	-	-	-	
30	36	35	1	1	-	-	-	-	
前回比(%)	△ 20.0	△ 20.5	-	-	-	-	-	-	
構成比(%)	100.0	97.2	2.8	2.8	-	-	-	-	

※注：・「個人経営体」・・・個人で漁業を自営する経営体（世帯）をいう。
 ・「団体経営体」・・・個人経営体以外の漁業経営体（事業所）をいう。
 ・「共同経営」・・・二人以上（法人を含む。）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいう。

3 漁業層別漁業経営体数

漁業経営体数を漁業層別にみると、沿岸漁業層は36経営体（構成比100.0%）、中小漁業層・大規模漁業層は該当なしとなります。

沿岸漁業層は、前回に比べ9経営体（20.0%）の減少で、これを各階層でみると、「漁船使用」は9経営体（20.5%）減少しました。

【表3 漁業層別漁業経営体数】

単位：経営体

区分	総数	沿岸漁業層							中小漁業層	大規模漁業層
		計	漁船非使用	漁船使用				海面養殖 真珠養殖	動力船10t ～1,000t 未満	動力漁船 1,000t以上
				計	無動力漁船のみ	船外機付漁船	動力漁船10t未満			
平成20年	69	69	-	68	-	1	67	1	-	-
25	45	45	-	44	-	-	44	1	-	-
30	36	36	-	35	-	1	34	1	-	-
前回比(%)	△ 20.0	△ 20.0	-	△ 20.5	-	-	△ 22.7	-	-	-
構成比(%)	100.0	100.0	-	97.2	-	2.8	94.4	2.8	-	-

※注：「漁業層」とは、漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」又は「過去1年間に使用した漁船の総トン数」により決定した経営体階層をいう。

4 漁獲物・収穫物の販売別漁業経営体数

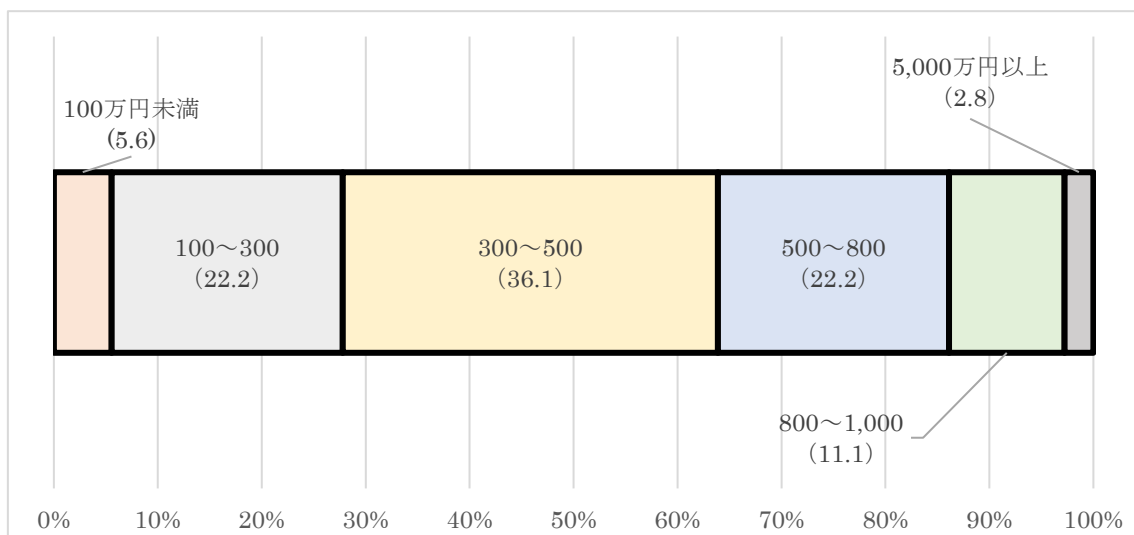
漁業経営体の過去1年間の漁獲物・収穫物の販売金額を階層別にみると、「300～500万円未満」の階層が13経営体（構成比36.1%）で最も多く、以下、「100～300万円未満」及び「500～800万円未満」の階層が8経営体（構成比22.2%）、「800～1,000万円未満」の階層が4経営体（構成比11.1%）、「100万円未満」の階層が2経営体（構成比5.6%）の順になります。

【表4 漁獲物・収穫物の販売金額別漁業経営体数】

単位：経営体

区分	総数	販売金額									
		無し	100万円未満	100～300万円未満	300～500万円未満	500～800万円未満	800～1,000万円未満	1,000～1,500万円未満	1,500～2,000万円未満	2,000～5,000万円未満	5,000万円以上
平成20年	69	-	10	23	16	13	4	3	-	-	-
25	45	-	6	11	18	2	4	3	-	-	1
30	36	-	2	8	13	8	4	-	-	-	1
構成比(%)	100.0	-	5.6	22.2	36.1	22.2	11.1	-	-	-	2.8

【図2 漁獲物・収穫物の販売金額別漁業経営体構成比】



5 営んだ漁業種類別漁業経営体数

漁業経営体数が過去1年間に営んだすべての漁業種類をみると、「その他の漁業」が33経営体（構成比24.3%）で最も多く、以下「その他の釣」の30経営体（構成比22.1%）、「採貝・採藻」の27経営体（構成比19.9%）の順になります。

区分	総数 (延べ数)	小型底び き網	船びき網	その他の 刺網	その他の 網漁業	沿岸 いか釣	ひき縄釣	その他の 釣	採貝・ 採藻	その他の 漁業	真珠養殖	真珠母貝 養殖
平成20年	187	1	7	21	1	26	4	61	29	35	1	1
25	134	1	4	2	-	23	12	38	26	26	1	1
30	136	2	4	3	-	19	16	30	27	33	1	1
前回比(%)	1.5	100.0	-	50.0	-	△17.4	33.3	△21.1	3.8	26.9	-	-
構成比(%)	100.0	1.5	2.9	2.2	-	14.0	11.8	22.1	19.9	24.3	0.7	0.7

6 専業・兼業別個人経営体数

漁業経営体の100.0%を占める個人経営体を専業・兼業別にみると、総数35経営体のうち、専業は21経営体（構成比60.0%）で、前回に比べ6経営体（40.0%）増加しました。

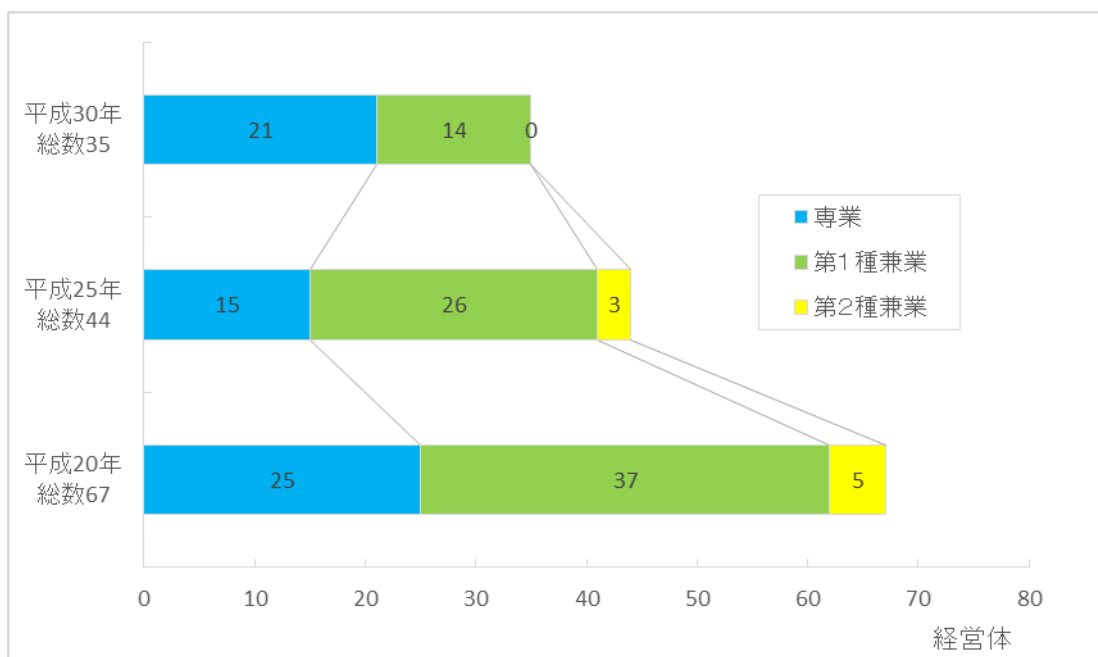
一方、兼業は、第1種兼業が14経営体（構成比100.0%）で、前回に比べ12経営体（構成比46.2%）減少しました。

【表6 専業・兼業別個人経営体数】

単位：経営体

区分	総数	実数			
		専業	兼業		
			計	第1種兼業	第2種兼業
平成20年	67	25	42	37	5
25	44	15	29	26	3
30	35	21	14	14	-
前回比(%)	△20.5	40.0	△51.7	△46.2	-
構成比(%)	100.0	60.0	40.0	40.0	-

【図3 専業・兼業別個人経営体数】



7 男女別・年齢漁業就業者数

漁業就業者数は、52人で、前回に比べ17人（24.6%）減少しました。

男女別にみると、男性が49人（構成比94.2%）、女性が3人（構成比5.8%）で前回と比べると、男性は7人（12.5%）の減少、女性は10人（76.9%）減少しました。

年齢階層別にみると、「65～69歳」の12人（構成比23.1%）で最も多く、次いで「75歳以上」が10人（構成比19.2%）、「40～44歳以上」及び「55～59歳以上」の6人（構成比11.5%）の順となっています。

また、15歳から64歳までの就業者数についてみると、28人で前回に比べ7人（20.0%）減少しました。

【表7 男女別・年齢別漁業就業者数】

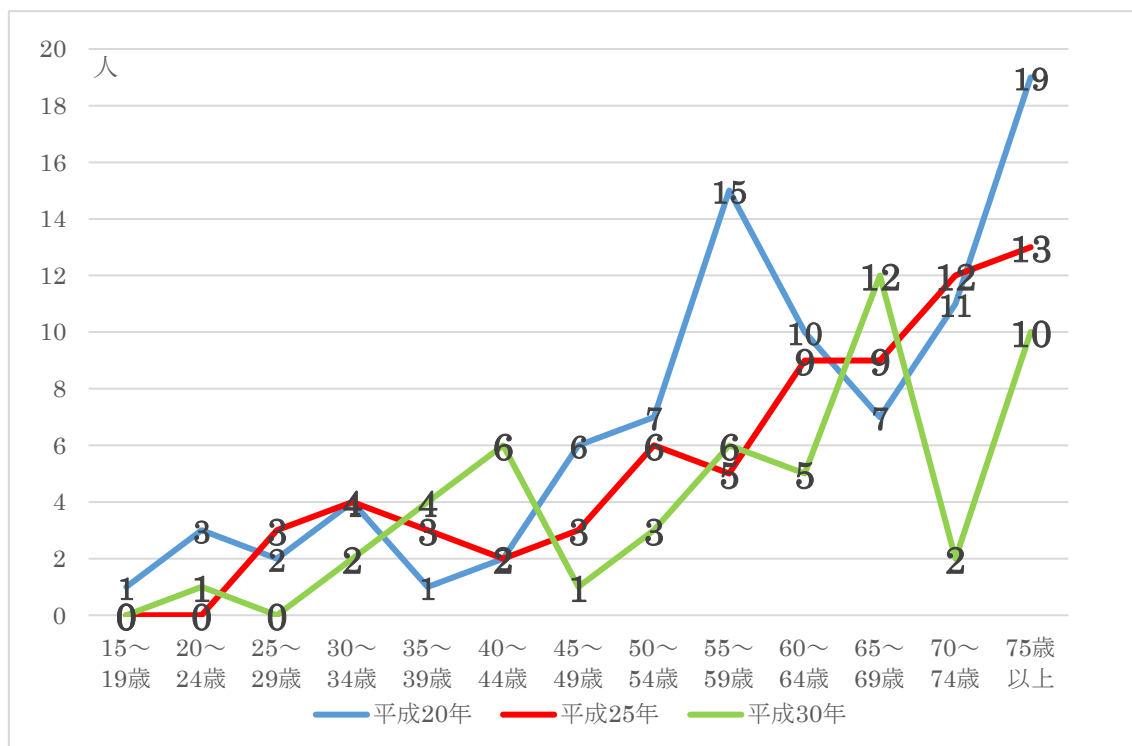
単位：人

区分	男女合計	男女													
		15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75歳 以上	
平成20年	88	1	3	2	4	1	2	6	7	15	10	7	11	19	
25	69	-	-	3	4	3	2	3	6	5	9	9	12	13	
30	52	-	1	-	2	4	6	1	3	6	5	12	2	10	
前回比(%)	△ 24.6	-	-	-	△ 50.0	33.3	200.0	△ 66.7	△ 50.0	20.0	△ 44.4	33.3	△ 83.3	△ 23.1	
構成比(%)	100.0	-	1.9	-	3.8	7.7	11.5	1.9	5.8	11.5	9.6	23.1	3.8	19.2	

区分	男	男													
		15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75歳 以上	
平成20年	81	-	3	2	4	1	2	6	7	12	7	7	11	19	
25	56	-	-	2	4	3	1	3	6	5	7	7	7	11	
30	49	-	1	-	2	4	6	1	3	6	5	11	2	8	
前回比(%)	△ 12.5	-	-	-	△ 50.0	33.3	500.0	△ 66.7	△ 50.0	20.0	△ 28.6	57.1	△ 71.4	△ 27.3	
構成比(%)	94.2	-	1.9	-	3.8	7.7	11.5	1.9	5.8	11.5	9.6	21.2	3.8	800.0	

区分	女	女													
		15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 69歳	70～ 74歳	75歳 以上	
平成20年	7	1	-	-	-	-	-	-	-	3	3	-	-	-	
25	13	-	-	1	-	-	1	-	-	-	2	2	5	2	
30	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	
前回比(%)	△ 76.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 50.0	-	-	
構成比(%)	5.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33.3	-	66.7	

【図4 男女別・年齢別漁業就業者数】



※注：「漁業就業者数」とは、満 15 歳以上で過去 1 年間に自営漁業又は漁業雇われの海上作業に 30 日以上従事した人をいう。

なお、漁業就業者のうち雇われて漁業に従事している人について、平成 15 年は「漁業従事者世帯調査」を実施して漁業を自営していない世帯からも把握していたが、平成 20 年から前述の調査を廃止し、雇い主である漁業経営体側から非沿海市区町村に居住しているものを含めて把握することとなった。

8 漁船隻数・動力漁船トン数規模別隻数

漁業経営体が、過去 1 年間に漁業生産に使用し、調査期日（平成 30 年 11 月 1 日）現在で保有している漁船の総隻数は 67 隻で、前回に比べ 9 隻（11.8%）減少しました。

漁船隻数を種類別にみると、動力漁船が 36 隻（構成比 53.7%）、船外機付漁船が 31 隻（構成比 46.3%）で、前回と比べると動力漁船 9 隻（20.0%）減少しました。

【表 8 漁船隻数・動力漁船トン数規模別隻数】

単位：隻

区分	総数	無動力漁船	船外機付漁船	動力漁船					
				計	1t未満	1~3t	3~5t	5~10t	10t以上
平成20年	102	-	33	69	-	10	58	1	-
25	76	-	31	45	1	2	41	1	-
30	67	-	31	36	-	2	33	1	-
前回比(%)	△ 11.8	-	-	△ 20.0	-	-	△ 19.5	-	-
構成比(%)	100.0	-	46.3	53.7	-	3.0	49.3	1.5	-

【参考】用語等の解説

海面漁業経営体調査

海面漁業	海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。）において営む水産動物植物の採取又は養殖の事業をいう。
過去1年間	平成29年11月1日から平成30年10月31日の期間
漁業経営体	過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動物植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	個人で漁業を営んだものをいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいう。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合同会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、特例有限会社は株式会社に含む。
漁業協同組合	水協法に基づき設立された漁業協同組合（以下「漁協」という。）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）をいう。
漁業生産組合	水協法第2条規定する漁業生産組合をいう。
共同経営	二つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。これに該当する漁業経営体の調査は、代表者に対してのみ実施した。
その他	都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。
経営体階層	漁業経営体が「過去1年間に主をして営んだ漁業種類」又は「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。 (ア) 初めに、過去1年間に主として営んだ漁業種類（販売金額1位の漁業種類）が、大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖に該当したものを当該階層に区分。 (イ) (ア)に該当しない経営体について、過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数（動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等のトン数は含まない。）により区分（使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船1トン未満から

	動力 3,000 トン以上の階層までの 16 経営体階層に区分。)
漁業層	以下の階層をいう。
沿岸漁業層	漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船 10 トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を合わせたものをいう。
海面養殖層	海面養殖の階層をいう。
中小漁業層	動力漁船 10 トン以上 1,000 トン未満の各階層を合わせたものをいう。
大規模漁業層	動力漁船 1,000 トン以上の各階層を合わせたものをいう。
漁業層	漁業経営体が営んだ漁業種類 (54 種類) をいう。
営んだ漁業種類	漁業経営体が過去 1 年間に営んだすべての漁業種類をいう。
漁獲物・収穫物の販売金額	過去 1 年間に漁獲物・海面養殖の収穫物を販売した金額 (消費税を含む。) をいう。
漁業就業者	満 15 歳以上で過去 1 年間に漁業の海上作業に年間 30 日以上従事した者をいう。
漁船	過去 1 年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほか に付属船 (まき網における灯船、魚群探索船、網船等) を含む。 ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船 (遊漁 のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等) は除く。 なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有している ものに限定している (重複計上を回避するため。)
無動力漁船	推進機関を付けない漁船をいう。
船外機付漁船	無動力漁船に船外機 (取り外しができる推進機関) を付けた漁船をいい 複数の無動力漁船に 1 第の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのう ち 1 隻を船外機付漁船、ほかは無動力漁船とした。
動力漁船	推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船 (船内にエンジ ンを設置し、船外に推進ユニット (プロペラ等) を設置した漁船) につい ては動力漁船とした。
海業の海上作業	ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労、船上加工等の海上にお ける全ての作業をいう。(運搬船など、漁労に関して必要な船の全ての乗 組員の作業も含める。したがって、漁業に従事しない医師、コック等の乗 組員も海上作業従事者となる。) イ 定置網漁業では、網の張り立て (網を設置することをいう。)、取替え 漁船の運行、漁労等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見 (定 置網に魚が入るのを見張ること。) をいう。 ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上における全 ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。

個人経営体の
専兼業分類

専業

個人経営体として、過去1年間の収入が自営漁業からのみの場合をいう。

第1種兼業

個人経営体として、過去1年間の収入が自営漁業以外からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。

第2種兼業

個人経営体として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自営漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。

《利用上の注意》

1 数値について

① 今回発表した数値は確定値です。

この結果表は、本町独自に編集したものです。

② 文中の各表の増減率は現数値により算出して表示しているため、表情の数値単位によっては、表の数値からの算出したものとわずかな差がある場合があります。

2 記号について

表中に用いた記号の用法については以下のとおりです。

「－」：調査は行ったが事実がないもの、または単位に満たないもの

「△」：負数又は減少したもの

エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾うことも含める。）等をする作業をいう。（潜水も含む。）。

オ 養殖業では、次の作業をいう。

（ア）海上養殖施設での養殖

a 漁船を使用しての養殖施設までの往復

b いかだや網等の養殖施設の張立て並びに取り外し

c 採苗（さいびょう）、給餌作業、養殖施設の見回り、収穫物の取り上げ等の海上において行う全ての作業

（イ）陸上養殖施設での養殖

a 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池及び水槽等）の全て

b 養殖施設（飼育池、養成池及び水槽等）の掃除

c 池及び水槽の見回り

d 給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。）

e 収穫物の取り上げ作業

調査の概要

1 調査の沿革

漁業センサスは、1949年（昭和24年）以来、1958年（昭和33年）の臨時調査を除き、5年ごとに全国一斉に実施しており、今回で14回目の実施となります。

日本の水産業の実態を明らかにする「水産業の国勢調査」ともいうべき最も基本的なかつ大規模な調査で、農林水産省が所管しています。

2 調査の目的

この調査は、漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村、流通・加工業等、漁業の背景の実態を把握し、水産統計基礎資料を整備・提供することを目的としています。

3 調査の体系等【統道府県系統で実施の調査】

(1) 調査の種類

海面漁業調査における「漁業経営体調査」

(2) 調査の対象

海面漁業経営体（過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯（個人経営体）又は事業所（団体経営体：会社・漁業協同組合・共同経営等）をいう。ただし、過去1年間に漁業の海上作業を30日以上行わなかった世帯（個人経営体）は除く。）

(3) 調査の区域

海面に沿う市区町村及び漁業法第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（県内19市町（次項参照））

〈大海区〉 〈小海区〉

東シナ海区 筑前海区（門司区の一部から糸島市に至る海岸及び法指定の地域）
有明海区（有明海沿岸及び法指定の地域）

瀬戸内海区 豊前海区（門司区の一部から吉富町に至る海岸）

(4) 調査の系統

農林水産省—都道府県—市区町村—統計調査員—調査客体（調査対象）

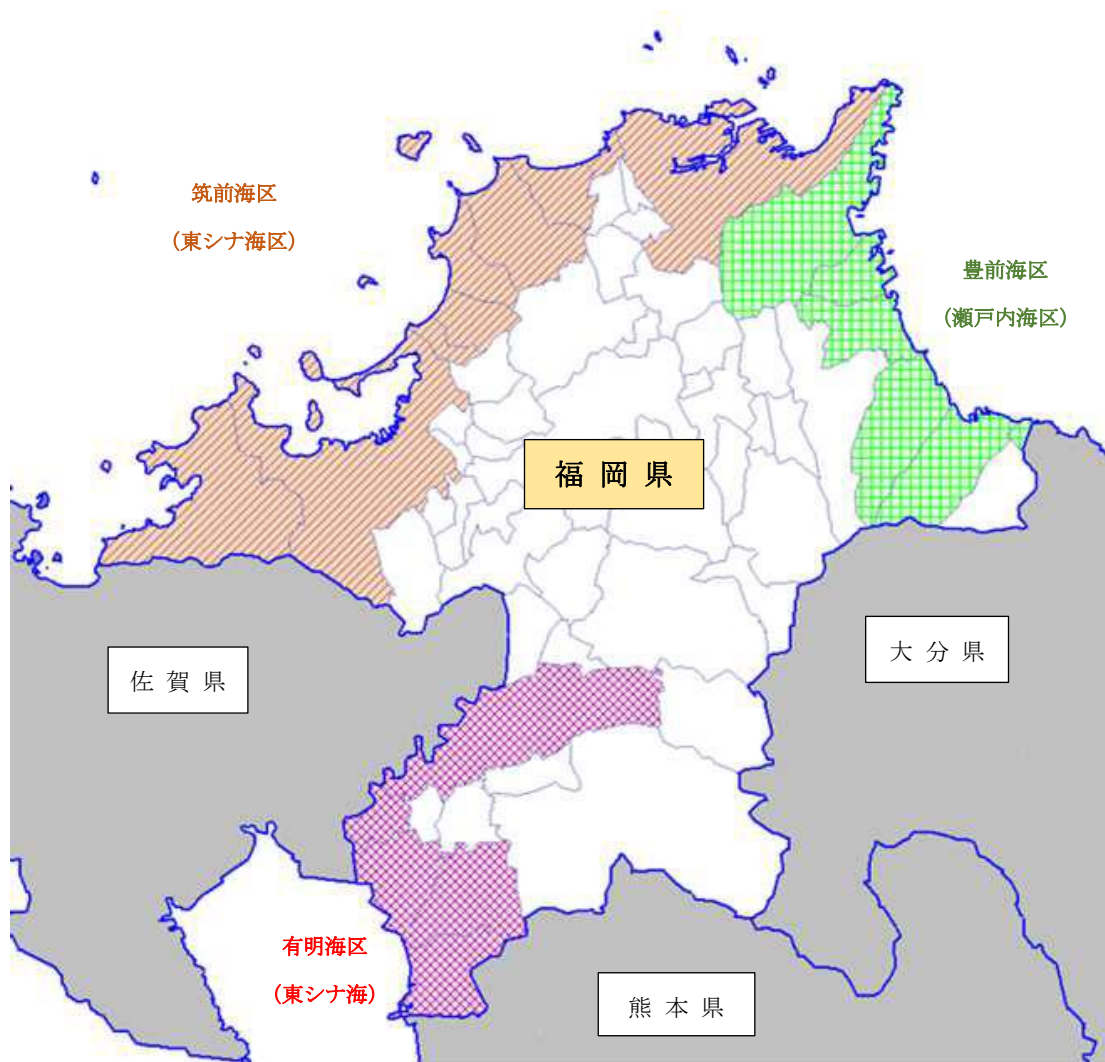
(5) 調査の方法

調査客体が調査票に直接記入（申し出により面接調査も可能）

4 調査の期日

2018年（平成30年）11月1日現在で実施

【福岡県の海区別調査区域】



注：「白地図KenMap」を用いて作成
 (国土地理院承認平 14 総復第 149 号)

■福岡県の海区別調査区域（県内 19 市町（13 市町 6 町））

「海面に沿う市区町」及び「漁業法第 86 条第 1 項の規定により農林水産大臣が指定した市区（下線）」

- 筑前海区：北九州（門司区の一部・小倉北区・戸畑区・八幡東区・八幡西区・若松区）・
 芦屋町・岡垣町・宗像市・福津市・古賀市・新宮町・福岡市（東区・博多区・
 中央区・南区・城南区・早良区・西区）・糸島市
- 有明海区：久留米市・大川市・柳川市・みやま市・大牟田市
- 豊前海区：北九州市（門司区の一部・小倉南区）・苅田町・行橋市・築上町・豊前市・
 吉富町

【参考】2018年漁業センサスの調査体系等について

2018年漁業センサスは、「海面漁業調査」、「内水面漁業調査」及び「流通加工調査」からなり、この報告書は、都道府県系統で実施した「海面漁業調査」における「漁業経営体調査」の結果を取りまとめたものです。

なお、漁業センサスのうち、都道府県系統で実施した調査以外については、農林水産省地方統計組織が実施しました。

○調査体系の概要

調査の種類		調査の対象	調査の系統	調査の方法
海面 漁業調査	漁業経営体調査	漁業経営体	農林水産省 都道府県 市区町村 調査員	調査員調査又は オンライン調査
	海面漁業地域調査	漁業協同組合		郵送調査又は オンライン調査
内水面 漁業調査	内水面漁業 経営体調査	内水面漁業経営体	農林水産省 地方組織 (調査員)	調査員調査又は オンライン調査
	内水面漁業 地域調査	内水面漁業協同組合		郵送調査又は オンライン調査
流通加工 調査	魚市場調査	魚市場		郵送調査又は オンライン調査
	冷凍・冷蔵、 水産加工工場調査	冷凍・冷蔵工場 水産加工工場		調査員調査又は オンライン調査

問い合わせ先
新宮町 政策経営課
TEL : 092-962-0230